

## 競争参加者の資格に関する公示

帯広防衛支局管内（7 補）地質調査に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和 7 年12月19日

帯広防衛支局長 山口 淳一

### 1 業務概要

- (1) 業務の名称 帯広防衛支局管内（7 補）地質調査
- (2) 履行場所 北海道網走郡美幌町、紋別郡遠軽町、標津郡標津町、足寄郡足寄町、網走市
- (3) 業務内容
  - 【陸上自衛隊美幌駐屯地】
    - ・ボーリング調査（L=18m×11本）
  - 【陸上自衛隊遠軽駐屯地】
    - ・ボーリング調査（L=10m× 8本）
  - 【陸上自衛隊標津分屯地】
    - ・ボーリング調査（L=30m× 2本）
  - 【陸上自衛隊標津分屯地分室】
    - ・ボーリング調査（L=30m× 1本）
  - 【陸上自衛隊足寄分屯地】
    - ・ボーリング調査（L=10m× 2本）
  - 【航空自衛隊網走分屯基地】
    - ・ボーリング調査（L=15m× 2本）
- (4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月31日まで  
ただし、繰越の承認がなされた場合においては、令和 8 年10月30日とする。

### 2 資格審査の申請方法

#### (1) 申請書の交付期間

令和 7 年12月19日から令和 8 年 2 月26日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

#### (2) 申請書の交付場所

防衛施設建設工事入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒080-0016 北海道帯広市西6条南7丁目3帯広地方合同庁舎2階  
帯広防衛支局 総務課 契約係又は契約審査係  
TEL 0155-22-1175  
FAX 0155-23-8482  
E-mail:ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) 申請書の提出期間

令和7年12月19日から令和8年1月19日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(4) 申請書の提出場所

上記(2)に同じ。

(5) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記3(1)から(5)までの条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。なお、紙により申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

送付先メールアドレスは、上記(2)に同じ。

(6) その他

ア 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 令和7年12月19日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 共同体としての資格

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件を満たす最大5社の組合せとする。

ア 代表者は防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体又は共同体の代表者は測量・建設コンサルタント等業務の「地質調査」に係る「A」の格付を、共同体の構成員は測量・建設コンサルタント等業務の「地質調査」に係る「C」以上の格付を受けた者とする。ただし、それぞれが帯広防衛支局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 共同体の各構成員に求める級別の格付は、分担業務額に応じた等級以上であること。

ウ 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料提出期限の日から開札の時点までの間に、帯広防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和4年10月3日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。

## (2) 業務形態

ア 構成員の分担業務は、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

## (3) 代表者の要件

ア 次に示す同種業務について、元請け（又は防衛省発注の総合発注業務の再委託）として平成27年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務の実績を有すること。

・同種業務：地質調査（機械ボーリング）業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

イ 管理技術者を配置できること。

ウ 構成員において決定されたものであること。

## (4) 代表者以外の要件

ア 次に示す同種業務について、元請け（又は防衛省発注の総合発注業務の再委託）として平成27年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務の実績を有すること。

・同種業務：地質調査（機械ボーリング）業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

## (5) 構成員の技術的要件

分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。

## (6) 共同体としての資格及び審査

上記(2)に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

## 4 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記3(1)アの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2により申請をすることができる。この場合、上記3(1)アの決定を受けていない構成員が当該業務に係る開札の時までに上記3(1)アの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

## 5 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

## 6 資格の有効期間

上記5の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格審査結果通知の日

から当該業務の引渡し完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

## 7 その他

- (1) 共同体の名称は、「帯広防衛支局管内（7補）地質調査〇〇・〇〇共同体」とする。
- (2) 共同体協定書については、上記2(2)の交付場所において交付する所定の様式を参考に作成する。
- (3) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。